

令和6年

12月号

濱田会計事務所通信

令和6年12月2日発行 Vol.88

今年も早いもので残すところ一月を切りました。
皆様には今年も大変お世話になり、改めて御礼申し上げます。
さて、令和7年度の税制改正の内容が盛り込まれる税制改正大綱の発表までわずかとなっています。
この原稿を書いている時点では、まだどのような内容となるかは不明ですが、年末には発表されますので来年早々にも税制改正大綱の解説を行ってまいりたいと思います。
また、『社会保険の130万円の壁』がどうなるかも注目です。



高校生のための税理士職業紹介へ

130万円の壁と国民年金の第3号被保険者とは！？

厚生年金の被保険者(一般的なサラリーマン、第2号被保険者といいます)に扶養されている配偶者で、原則として年収が130万円未満の20歳以上60歳未満の方は(年収130万円未満であっても厚生年金保険の加入要件にあてはまる方は、厚生年金保険および健康保険に加入することになるので対象外となります)国民年金保険料を負担しなくても良い『国民年金の第3号被保険者』に該当します。
例えば、収入が少ない人は国民年金の免除という制度があります。この免除制度は年金の納付が免除される代わりに、その分将来貰える年金は減額されます。しかし『国民年金の第3号被保険者』は、保険料を納付しなくても、通常通り年金を納めた場合と同様の年金を受け取ることが出来ますので非常に優遇されているといえます。

『国民年金の第3号被保険者』で健康保険の被扶養者となっている方は、年金保険料と健康保険料の負担は0円のままで年金受給権と健康保険証を受け取る事が出来ます。

その要件が、一般的に年収が130万円未満となっています。

年収が増えてこの要件を外れると、自分で国民年金保険料と国民健康保険料を負担することになります。健康保険料は前年の所得によるので変動しますが、例えば年収が150万円になると国民年金保険料と国民健康保険料と合わせて月額3万円程度となるため、配偶者の場合は年収150万円程度であれば扶養の範囲内で働いた方が経済的に有利となるわけです。

配偶者以外の方は20歳以上であれば、どちらにせよ国民年金保険料を納付しないといけないので、健康保険部分のみの負担が増えることとなります。

なお、年収が130万円未満であっても自身が厚生年金保険の加入要件にあてはまる場合は、第3号被保険者や健康保険の被扶養者となる事は出来ません。

具体的には以下の条件を満たす場合は、厚生年金保険の被保険者となり扶養からは外れます。

- ① 厚生年金の被保険者が51人以上の企業等で働いている
- ② 週の所定労働時間が20時間以上である
- ③ 所定内賃金が月額8.8万円以上である
- ④ 学生でない

ただし、こちらも改正が見込まれていますので、今後の動向に注視が必要です。



130万円の壁の影響がない人

『国民年金の第3号被保険者』は、厚生年金保険や共済組合等に加入している会社員や公務員の配偶者が対象となります。従って、配偶者が自営業などで国民年金のみを納付している場合には関係がありません。また、会社員は70歳になると通常は厚生年金の被保険者ではなくなるので、この場合も配偶者は『国民年金の第3号被保険者』にはなれません。

健康保険の扶養対象として、年収130万円（60歳以上は180万円）未満を要件としているかは健康保険組合によって異なります。

例えば、一般的な会社員が加入する「協会けんぽ」と呼ばれる健康保険組合や大企業などが会社独自で作っている健康保険組合では、扶養の要件に年収130万円未満があります。

こういった場合、扶養の要件を満たせば追加の保険料なしに健康保険に加入できることとなります。130万円を超えるかどうかで一気に保険料負担が変わるため、いわゆる『壁』が存在します。

業種によっては、それぞれの業界団体で健康保険組合を作っている場合もあります。

例えば建設業が加入できる「建設国保」と呼ばれるものや、「医師国保」「税理士国保」などがあります。

会社員が加入する「協会けんぽ」等とは違って、扶養家族として健康保険組合に加入する場合は、追加で保険料が必要となります。

扶養家族として加入するための収入要件は、有るところと無いところがあります。

上記のような健康保険組合にも加入できない場合は、市区町村が運営する国民健康保険に加入することとなります。国民健康保険には年収の要件はありません。

(そもそも国民健康保険には扶養という考えがありません。)

国民健康保険は世帯全員の収入などにより保険料が決まります。

世帯主以外の収入が100万円増えればそれに応じた保険料が、200万円増えればそれに応じた保険料負担が増加するため、いわゆる『壁』は存在しません。



事務所からのお知らせ

【過去に作成した動画】

- ・ 楽天証券で iDeCo の申し込みをしよう
- ・ NISA で投資信託をするために証券口座を作ろう
- ・ 消費税のインボイス制度について理解しよう！
- ・ 1分で分かる決算書の見方

【年末年始休暇のご案内】

誠に勝手ながら下記の通り年末年始のお休みを頂きます。

令和6年12月28日(土)～令和7年1月5日(日)

1月6日(月)より平常業務いたします。

尚、お急ぎの御用件がありましたらお電話下さい。

濱田会計事務所
HAMADA ACCOUNTANT OFFICE

濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎2丁目4-13

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikei.jp

URL : http://hamadakaikei.jp

会社のこと、事業のこと、
相続のこと…一緒に考えましょう！



無料
メールマガジン
登録はこちら

